

令和2年第8回女川町教育委員会会議録

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 招集月日 | 令和2年6月24日(水) |
| 2 | 招集場所 | 女川町生涯学習センター 研修室2 |
| 3 | 出席委員等 | 1番 横井 一彦 委員
2番 阿部 喜英 委員
3番 新福 悦郎 委員
4番 中村 たみ子 委員
村上 善司 教育長 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 伊藤 富士子
生涯学習課長 中嶋 憲治 |
| 6 | 本委員会の書記 | 教育総務課 課長補佐 今村 等 |
| 7 | 開 会 | 午前10時00分 |
| 8 | 会期の決定 | 会期は本日1日限りといたします。 |
| 9 | 前回会議録の承認 | 教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りします。
すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点はありませんか。
無いようですので、承認とさせていただきます。 |
| 10 | 会議録署名委員の指名 | 教育長 2番 阿部 喜英 委員
3番 新福 悦郎 委員 よろしくお願いたします。 |
| 11 | 議 事 | 教育長 それでは、議事に入ります。
報告第8号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)
教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育総務課長 それでは、報告第8号「専決処分の承認を求めることについて」、内容のご説明をさせていただきます。
専決処分をした内容は、「議会の議決に付すべき財産の取得に係る意見聴取」に係るもので、内容につきましては、女川町立女川小・中学校備品(理科備品)の購入に係る案件となっております。 |

条例の制定、改正及び予定価格が 700 万円以上の財産の取得については、議会の議決が必要ですが、議案の提案は町長の権限でございまして、教育委員会に議案の提案権はございません。

町長が教育委員会に関する議案を上程する場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、町長は、事前に教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。

また、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則においては、教育に関する議会の議決を得るべき議案については、委員会は意見を申し出ることができるかと規定されてございます。

議会の議決に付すべき本案件につきまして、町議会 6 月定例会に提案するため、町長から 6 月 2 日付けで委員会に対し意見の聴取を求められたものでございます。

町長から議会への議案送付は、定例会の開催にあつては 7 日前となつてございまして、6 月 9 日となり、町長から教育委員会に対し求められた意見に対する回答については遅くとも、その前日の 6 月 8 日までに申し出る必要がありましたが、喫緊に臨時で教育委員会を開催することが難しかったことから、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、6 月 3 日付けで専決処分をさせていただき、同条第 2 項の規定により、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明をさせていただきます。

今回提案いたしました議案は、8 月からの供用開始を目指して建設しております女川町立女川小・中学校の第 2 学期の始業に合わせて、理科学習で使用する教育用備品一式を購入いたしまして、理科教育の充実を図ろうというものでございます。

お手元の参考資料でご説明いたしますので、資料の 1 - 1 をお開き願います。

はじめに、契約関係のご説明をさせていただきます。

契約については、指名競争入札といたしまして、4 社を指名し、本年 5 月 20 日に入札を執行、2 社が辞退し 2 社が応札、その結果、株式会社北文社石巻営業所が 1,193 万 1,200 円で落札。これに消費税及び地方消費税 119 万 3,120 円を加えた 1,312 万 4,320 円で 5 月 26 日に仮契約をいたしております。

購入する備品につきましては、お手元の参考資料 1 - 2 から 1 - 6 までの 100 品目となりますが、これらは国が示してございます教材整備指針や理科教育振興法等による設備基準を参考にいたしまして、現場の教科担任が中心となって選定させていただいた

機器となっております。

参考資料 1 - 2 の No. 1 から 1 - 5 の No. 77 までの 77 品目は、新しい校舎の理科室 1 に配置して、中学校の理科授業で使用するものでございます。No. 78 から最終の No. 100 までの 23 品目は、小学校で使用する理科備品となっております。

納入期限は、工事工程との整合を図りながら、新校舎の開校に支障がないよう、8月14日までとしてございます。

この購入に係ります財源については、すでに交付を受けて基金化してございます原子力発電施設立地地域共生交付金、10億8,000万円いただいておりますので、その中から全額を充当する形で発注をすることにしてございます。

以上、報告第8号に係ります内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案の説明につきまして、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

（「特にないです」の声あり）

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 それでは、報告第8号は承認されました。

次に、報告第9号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、報告第9号「専決処分の承認を求めることについて」、内容のご説明をさせていただきます。

今般専決処分をした内容につきましては、「議会の議決に付した契約の一部変更に係る意見聴取」となっておりまして、内容につきましては、平成30年11月30日に町議会の議決を得まして、株式会社奥村組東北支店と本契約を締結し、現在建設を進めております女川町立女川小・中学校の建設工事につきまして、仕様の内容の一部を見直したことに伴います契約の一部変更に係る案件となっております。

地方自治法の規定に基づきまして、予定価格が5,000万円以上の工事または製造の請負は、議会の議決が必要となります。

今般、建設工事の契約が50億円を超えているというものでございますので、それに従いまして、契約の一部変更に係ります案件につきましても議会の議決が必要となっております。

議会の議決に付すべき案件につきましては、町議会 6 月定例会に提案をするため、町長から 6 月 2 日付けで委員会の意見を求められたものでございますが、前議案と同様の理由で、喫緊に臨時で教育委員会を開催することが難しかったことから、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、6 月 3 日付けで専決処分をしたことから、同条第 2 項の規定により、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

参考資料の 2 - 1 をお開きいただきたいと思います。

本工事の契約につきましては、建築工事、電気工事、機械工事、外構工事等を一式工事で施工してございます。

表は、工事の種別ごとに、項目の変更と変更額、その概要についてまとめたものとなっております。

まず、建築工事におきましては、①番から⑨番の 9 項目において、総額 1,097 万 4,000 円の増額となっております。

主な内容につきましては、体育館更衣室のユニットシャワーの仕様変更等となっております。

電気工事におきましては、⑩番から⑰番までの 8 項目について、仕様変更を行いまして、総額 1,250 万円の増額となっております。主な変更内容につきましては、非常照明の取り止めなどとなっております。

機械工事におきましては、⑱番から⑳番までの 3 項目にわたる内容でございまして、総額で 650 万 2,000 円を増額しております。主な内容は、受水槽の凍結防止対策の施工追加ということで、仕様の見直しを行ってございます。

外構工事におきましては、㉑番から㉔番までの 4 項目の内容でございまして、総額で 747 万 3,000 円の増額となっております。変更の内容につきましては、敷地北側の植栽スペースを駐車スペースに見直しをかけたというような内容でございます。

詳細のそれぞれの内容については、あとで変更箇所の詳細なところを平面図でご説明させていただきます。

変更の金額は、トータルで 3,744 万 9,000 円、これに消費税及び地方消費税を加えた金額 4,119 万 4,000 円ほど増額となっております。

それでは、変更箇所の主なところを平面図をもってご説明をさせていただきます。

参考資料の 2 - 2 をお開きいただきたいと思います。

1階の平面図となります。

上が役場庁舎側、手前が南側、右が東側で地域医療センター側となります。

1階には、左手の西に大体育館、それから右手、東側に小体育館、中央に柔剣道場、大体育館の手前に給食調理場、そして前面に駐車場を配置いたしております。

図面の左手、「⑱番受水槽の仕様変更」でございます。

こちらは、大体育館の西側に配置する受水槽について、設置場所の状況から冬場の凍結リスクを考慮して、基準上単板でよかったのですが、保温性の高い複合板に凍結リスクを考慮して仕様の変更をいたしております。

「②番校歌額の追加」でございます。

大体育館のステージ正面の左右上部の壁面に校歌額を設置いたしますが、当初、現在の校舎から移設して設置することとしてございましたが、移設して設置することが仕様上難しいということが分かりまして、小学校と中学校の校歌額を新たに制作し追加いたしましたものでございます。

図面右上の「①番1階更衣室シャワーユニット変更」につきましては、柔剣道場の隣にある「更衣室」の仕様につきまして、車椅子による使用を確保するため、間口を80 cmから120 cmに広げ、車椅子が回転しやすいようにシャワー室の利用を考慮いたしまして、ユニットの数を4室から2室に仕様を変更いたしております。

図面右下の「③番駐車場の二重壁を取止め」につきましては、地階の壁面が、当初コンクリートによる施工のほか、見栄えを考えてサイディング材による二重壁というものを予定していたのですが、コンクリート壁の仕上がりが高く、美観上支障がないと判断したことから、サイディング材の施工を取り止めたものでございます。

図面左側、「⑲番給食調理場12台分の空調集中リモコン追加」につきましては、給食調理場内に12台のエアコンを設置してございますが、これらを調理場事務室において集中制御できるように仕様を変更いたしております。

図面中央の「⑩番非常用照明の取止め」につきましては、図面の黄色で着色した部分となりますが、万一停電した場合に非常用照明の範囲となるわけでございますが、この範囲につきましては、非常用発電機から電源を確保することができることから、非常用照明の取付けをやめたことによる仕様の変更となっております。次に、参考資料2-3をお開きいただきたいと思います。

2階平面図となります。

図面中央下にございます「⑩番非常用照明の取止め」、これは前ページの2-2の⑩番と同様に、黄色で着色した部分について、停電時に非常用発電機から電源が確保されることから、非常用照明の取付けをやめたことによる変更となっております。

次に、図面上部の左右に記載いたしました「④番ガラリの追加」でございます。この「ガラリー」は、板状のものを並べたルーバーのような形状のものとなっておりますが、こちらは、大体育館及び小体育館、それから小体育館下のプールピット部分の換気について、施工後のメンテナンスを考慮いたしまして、ダクト付きファン方式を壁付けのガラリー付き有圧扇といたしまして、それからプールピット内の換気についても、凍結防止を考慮してガラリーの数を減らしたものとなっております。

次に、参考資料の2-4をお開きいただきたいと思います。

屋上平面図となっております。

図面右下の「⑪番配管用ケーブルラック高さ変更」でございます。これは、中央の赤色の実線と左右の青色の実線については、配管用ケーブルを収容するラックの位置を示しております。赤色は幅が1mの収納ラック、青色が幅が60cmの収納ラックとなっております。

屋上ですので、将来防水工事が入ってくるだろうということを想定いたしまして、その防水工事を施工する際にケーブル等を撤去しないで施工ができるよう、床面から30cmから60cmほど上げた位置に設置するように仕様の見直しを行ってございます。

次に、右上、「⑤番ハイサイドライト（高窓）・トップライト（天窓）の鉄骨部材の変更」につきましては、次の「⑥番ハイサイドライト点検用床・手摺を追加」とございますが、これは3階のメディアセンターから吹き抜け上部のトップライト（天窓）部分に、将来のメンテナンスを考慮して、点検するための作業床と手摺を設置したことから、関連して鉄骨部材の寸法の変更を行ったものがございます。

次に、参考資料2-5をお開きいただきたいと思います。

外構図となります。

図面左の「⑳番アスファルト舗装・車両転落防止柵追加」でございます。これは、朱色で着色した部分の校舎の北側の部分でございますが、当初はここに植栽を植える計画としてございましたが、駐車場スペースへ見直しを行いまして、併せて、安全確保のための歩車道ブロックとガードパイプを設置して、駐車台数を確保したものでございます。

次に、図面右上の「㊸番高さ 14.7mのバックネット・防球ネットの耐風圧性能の向上」でございます。

これは、グラウンドの外周に設置いたします防球ネット及びバックネットの性能を、風圧に対する安全性をさらに向上させるための対策を講じたことによる見直しとなります。

それから、図面右下にございます「㊸番花壇と畑の土を黒土へ変更」につきましては、防球ネット裏に畑がございます。それから、図面中央の門扉周辺に赤で着色した花壇がございます。こちらについては、当初、現地の発生土を使う予定でございましたが、栄養分が低いということが分かりましたので、黒土に変更したものでございます。

最後に、議案書に戻っていただきまして、女川町立女川小・中学校建設工事の契約の一部変更の議案がございますので、ご覧ください。

変更前の金額 50 億 2,200 万円に 4,119 万 3,900 円を増額いたしまして、変更後の契約金額を 50 億 6,319 万 3,900 円とするものでございます。

以上、報告第 9 号に係ります内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案につきまして、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告第 9 号は承認されました。

続きまして、報告第 10 号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、報告第 10 号「専決処分の承認を求めることについて」、内容のご説明をさせていただきます。

専決処分をした内容につきましては、「議会の議決に付すべき条例の一部改正による意見聴取」で、内容は、「女川町立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」でございます。

条例の制定につきましては、議会の議決が必要となっており、議案の提案は町長の権限でございます。教育委員会に議案提案権は

ございません。

こちらについても、前議案と同様、町議会 6 月定例会に提案するために、町長から 6 月 2 日付けで委員会に対し意見を求められたものでございますが、喫緊に臨時で教育委員会を開催することが難しかったことから、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、6 月 3 日付けで専決処分をしたことから、同条第 2 項の規定により、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

本年 8 月の始業を目指して建設中の女川小・中学校の開校に伴いまして、女川小学校及び女川中学校、女川町学校給食共同調理場等の位置を変更するため、関係いたします女川町立学校の設置に関する条例及び女川町学校給食共同調理場設置条例、並びに健康福祉課が所管してございます女川町放課後児童クラブ条例の三つの条例について、一括で改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料 3 の新旧対照表をご覧くださいと思います。

左が改正後の（新）、右が現行の（旧）となります。

まず、第 1 条におきまして、「女川町立学校の設置に関する条例の一部改正」を規定してございます。女川町立女川小学校の位置を「女川浜字大原 602 番地 3」を「女川一丁目 2 番地 1」に、女川町立女川中学校の位置を「女川浜字大原 601 番地 1」を「女川一丁目 2 番地 1」に、それぞれ改正するものでございます。

次に、第 2 条で規定してございます「女川町学校給食共同調理場設置条例の一部改正」となります。学校給食共同調理場の位置を「女川浜字大原 602 番地 3」を「女川一丁目 2 番地 1」に改正するものでございます。

次に、第 3 条で、健康福祉課が所管いたします「女川町放課後児童クラブに関する条例の一部改正」となっております。女川町放課後児童クラブの位置を「女川浜字大原 602 番地 3」を「女川一丁目 2 番地 1」に改正するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行するとしてございます。

以上、報告第 10 号に係ります内容のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長	なければ、承認ということによろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
教育長	それでは、報告第 10 号は承認されました。 続きまして、報告第 11 号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。 書記に議案を朗読させます。 (議案朗読)
教育長 教育総務課長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第 11 号「専決処分の承認を求めることについて」、内容のご説明をさせていただきます。 専決処分をした内容につきましては、「女川の教育を考える会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」となります。 本来であれば、教育委員会に付議すべき案件でございますが、喫緊に臨時で教育委員会を開催することが難しかったことから、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、5 月 29 日に専決処分をし、同条第 2 項の規定により、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。 女川の教育を考える会の設置要綱において、「女川町教育振興基本計画に掲げるめざす子供たちの姿の具現化を図るための具体的な手立てを構築するとともに、教育環境の整備等に努めていくことを目的」に、平成 27 年 5 月 15 日に施行し、本年 8 月の開校を目指して検討を行ってまいりました女川小中一貫教育学校の在り方をはじめ、児童生徒の学力向上、体力向上、心の教育、防災・減災教育の在り方など、幅広い学校教育の分野において、特別委員の学識経験者である先生方や教職員部会の学校現場の先生方が、ともに同じ場において多くの議論を重ねてまいりました。 今後も、この会議を効率的に、かつ機動的に運営するために、この設置要綱の一部改正を行うものでございます。 それでは、内容のご説明をさせていただきます。 恐れ入りますが、参考資料 4、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。 左側が改正後（新）、右側が現行（旧）となっております。 まず、第 3 条におきまして、女川の教育を考える会の組織を規定した条項となっておりますが、今般、教職員部会と特別部会の組織構成を明確にし、見出しを「組織」から「構成」に改め、「考える会は、校長を除く町立の小学校及び中学校の教員等で組織する教職員部会のほか、教育長が別に定める特別委員で構成する特別部会で構成する」と改正したものでございます。

次に、第3条第2項におきまして、教育委員会が委嘱する特別委員において、第5号の「教育委員会が必要と認める者」を、これまで、保育所、健康福祉課の職員を特別委員に委嘱してまいりましたが、当該職員につきましては、会議の議題に応じて、会長の求めで随時出席できるよう改めたものでございます。

次に、第4条第2項で、会長及び副会長は、「特別委員」のうちから選出するに改め、同条第5項を削除するものでございます。

次に、第5条は、「部会」の構成を規定したものでございますが、第1項において、「教職員部会及び特別部会に、次の役職を置く。」に改め、併せて関係条項を改めたものでございます。

第6条は、会議を規定したものでございます。第1項において、「会議は会長が招集する」を「会議は、会長が招集し、町立の小学校及び中学校の校長の出席を求める。」といたしまして、同条第2項において、「会長は関係者の出席を求める」ということで、第3条の改正の絡みでこちらを改正したものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の訓令は、令和2年6月1日から施行するといたしまして、現在委嘱している委員の任期満了に合わせて、6月1日からの施行とさせていただきます。

以上、要綱の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案の説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告第11号は承認されました。

続きまして、報告第12号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、報告第12号「専決処分の承認を求めることについて」、内容のご説明をさせていただきます。

専決処分をした内容は、「女川町児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」となります。

これも、本来であれば事前に教育委員会に付議すべき案件でございますが、喫緊に臨時で教育委員会を開催することが難しかった

ことから、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、6月1日に専決処分をしたことから、同条第2項の規定により、本日の教育委員会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

「女川町児童生徒就学援助実施要綱」は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して就学援助を支給することについて必要な事項を定めたものとなっております。

今般改正いたしますのは、当該要綱の第3条第2号で規定してございます「準要保護者」の「支給対象基準」となります。

それでは、内容を説明しますので、恐れ入りますが、参考資料の5、新旧対照表をご覧くださいと思います。

左が改正後（新）、右が現行（旧）となります。

第3条第2号「イ」について、現行「地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税」とありますが、このうち「地方税法第295条第1項に基づく」を削り、「市町村民税の非課税」とするものでございます。

具体的には、この「地方税法第295条」は、個人の市町村民税の非課税範囲を規定している条項となっておりますが、この第295条第1項が、その非課税の範囲を、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者や、前年の合計所得金額が125万円を超えない障害者、未成年者、寡婦または寡夫、ひとり親ということで対象としておりまして、その対象が限定されておりました。同項の要件以外で非課税である保護者が含まれていないということから、今般、現状に合わせまして、市町村民税非課税の保護者も広く対象とするよう改正を行うものでございます。

現在、実務的にも市町村民税非課税の保護者を広く対象としてございますので、その実務に合わせて要綱を改正したというようなところでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の訓令は、令和2年6月1日から施行し、同年4月1日から適用するというところで、4月1日にさかのぼる形で適用するという規定とさせていただきます。

以上、要綱の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

<p>教育長</p>	<p>(「はい」の声あり) それでは、報告第 12 号は承認されました。 議事は、以上です。</p>
<p>12 報告事項</p>	
<p>教育長</p>	<p>続きまして、6 番「報告事項」に入らせていただきます。 はじめに、私からご報告をさせていただきたいと思います。 配布資料を確認させていただきます。いつも配布させていただいて います、「再スタートから 3 週間」と書かれている「教育長報 告事項」と「別添資料」、「女川小・中学校臨時休業措置期間に係 る各種取組のまとめ並びに今後の対応について」と、後ほど行う 「教育委員会協議会」の 4 部を配布させていただいております。 まずは、この 3 部でお話をさせていただきたいと思います。よろ しく願いいたします。 「再スタートから 3 週間」ということで書かせていただきました。 前段にいろいろ書かせていただいておりますが、この 3 カ月間、 教職員、子供たち、そして保護者の皆様、並びに関係者の皆様には 大変なご苦勞をかけたところでございます。 ご案内のとおり、臨時休業措置が 6 月 1 日で解除されました。こ の間、校長先生、教頭先生をはじめ、先生方には、厳しい状況下 ではございましたが、分散授業やオンライン学習（授業）、ある いは家庭訪問等に大変なご苦勞をかけたところでございます。 校長先生方と教育委員会との会議はこの期間 28 回にも及びまし た。その間、校長先生方からは、子供たちや教職員の状況等きめ 細かな情報提供をいただいたところでございます。 おかげさまで、何とかこの状況下を乗り越えることができました ことに対して、昨日行われました校長・教頭会議でお礼を述べさ せていただいたところでございます。 宮城県では長期間にわたって感染者がありませんでしたが、過日 51 日ぶりに感染者が発生して、また塩釜市でも発生したところ でございます。今後、新型コロナウイルス感染症の第 2 波、第 3 波が押し寄せてくることが予想されておりますが、この 3 カ月間 での総括をしっかりと行って、今後に生かしていきたいと思っ ているところでございます。 続きまして、2 ページに入らせていただきます。 第 5 回の女川町議会定例会が 6 月 16 日から 18 日までの 3 日間 にわたり開会されました。 資料につきましては、教育総務課長配布の資料と重複しておりま すが、ここでお話をさせていただきたいと思います。</p>

一般質問では、議長、副議長を除く 10 名全員の質問がございました。

教育委員会関係では、生涯学習課関連も含めまして、5 名の議員から質問がございました。そこに議員からの質問内容を書かせていただいております。

長期間にわたる小・中学校の臨時休業措置についてのいろいろな心配について質問がありました。これは、質問された議員ばかりではなく、議員全員の思いではなかったかなと思っております。議員の思いというのは、町民の思いでもございまして、この質問に対しての今後の対応等、これからしっかり取り組んでいかななくてはならないと肝に銘じたところでございます。

そのほかに議案審査等がありました。ただ今、教育総務課長から報告をさせていただきましたが、専決処分に係るいろいろなことについて議会でも審議されたところでございます。

なお、議会開会にあたりましては、学校が再開したばかりの忙しい中、特に教頭先生から多くの資料を提供していただいたことに感謝しております。

続きまして、3 ページに入らせていただきます。

小・中学校関係でございます。

5 月の間は、臨時休業措置でございました。

途中 6 月 1 日からいろいろなことが書かれております。

本町では、担当者のいろいろな尽力もありまして、各種検診等がスムーズに進んでおります。ありがたく思っております。このためプールも予定どおり実施できるということで、うれしく思っているところでございます。

小学校では、そこにあるようないろいろなことがありました。

6 月 4 日には宮城県の東部教育事務所長の学校訪問、これは中学校もそうでしたが、学校訪問がございました。

それから、小学校では、引越準備作業という日を設けて、来たるべき引越し作業の準備をしているところでございます。

それから、「ことばの教室」の担当者が代わったということで、宮城県立気仙沼支援学校の佐藤牧子先生ともう一人の先生にご来校いただいて、「ことばの教室」の指導を受けたところでございます。

なお、発音検査を毎年行っておりますが、一次検査の結果が「別添資料」の 1 ページに書かれておりますので、あとでご覧になっていただければと思います。

なお、これについては、取扱注意でお願い申し上げます。

二次検査が必要な児童が6名出ております。25日に検査をするという話を聞いております。

それから、以下、ここにあるようなことが行われたところでございます。

4ページに入らせていただきます。

小学校では、おかげさまで、昨日プール開きを行いました。

今日、第2学年がまち探検と、従来の教育活動が少しずつではございますが、戻ってきている状況です。

「別添資料」の2ページ、通学路の指定についてということで、自宅から国道・県道等の主要道までの報告と、通学路に係るいろいろな準備が順調に進んでいるところでございます。

これについては、各委員からも出されましたが、保護者への周知、あるいは保護者の意見等を十分踏まえてというようなご意見をいただいております。例えば3ページをお開きになっていただきたいのですが、宮ヶ崎地区子供会主催による徒歩通学に係る意見交換に、教育総務課長にも足を運んでいただいて、話し合いを行ったところでございます。

当初、宮ヶ崎地区は、いわゆる高台の方と従来の宮ヶ崎地区とで少し意見の相違がございました。区長にも大変ご迷惑をかけたのですが、ここで何回か話し合いの場を設けていただき、まとまったようでございます。

なお、集団登校については、これからも若干の検討はあるようでございますが、いろいろな課題等が一つ、一つと解決されてきていることをうれしく思っているところでございます。

「別添資料」の4ページに、「子ども110番の家」、仮称ではございますが、今のところ11カ所挙げております。これらを踏まえて小・中学校で指定する運びになっております。

あと、ここにはございませんが、浦宿地区から、支援学校女川高等学園から下った女川バイパスの歩道橋のことについて、いろいろ意見があったところでございます。

これについても、昨日、校長・教頭会議の中で話題に出させていただきまして、あと教育総務課長に県ともいろいろ相談をしていたいただき、説明をしようかなと思っているところでございます。

あそこを渡れないのではないかなというような、歩道橋を渡っているのかというようなレベルの問題から、あそこを渡らないと旭が丘の方まで行ってしまつて非常に負担になるというような話でございました。これについては、これからはしっかりと話をして、解決していきたいと思っております。

それから、小学校でも臨時休業措置中の学校の対応についてのアンケートをまとめております。

回答数は、196 人のうち 106 件の回答で回収率は少し低いのですが、インターネット等でやったということもあります。

貴重な意見が出ておりますので、先程申し上げましたが、これらのアンケートは、中学校でも実施しておりますので、まとめまして、今後、第 2 波、第 3 波に備えて対応していきたいと思っております。

5～6 ページは、ある程度想定しているものがありました。課題のプリントについては、やはり保護者からは、保護者が採点するのは大変だというようなことでもございました。それから、量的な問題、なかなか集中できないなど、ある程度想定しているご意見をいただいたところでございます。

7 ページについては、オンライン授業については好評だったのかなと見ております。ただ、親が仕事するときになかなか対応できないというような難しさもあったかなと思っております。

8 ページ、その他では、貴重なご意見をいただきました。7 時間授業というか、実際は一コマ学習単位授業時間を増やす、そして最終下校時間は変わらないということで、週 3 日まずは 1 学期をやってみるといような説明だったのですが、やはり 7 時間となると非常に負担感があるのかなというように感じました。これについては、今後いろいろ参考にしていきたいとは思いますが、ある程度授業時数も確保しなければならないというところもありますので、その辺のご理解をしっかりと図るよう話したところでございます。

以下、9 ページは、児童へのアンケートでございます。臨時休業中の生活アンケートということで、後ほど協議会で細かくお話をさせていただきますが、それほど生活は乱れていなかったのかなというように、数字的にはそのように見えますが、昨日の校長・教頭会議の報告では、なかなかそうでもなくて、後半は生活の乱れがあったのではないかという報告もいただいております。

いずれにいたしましても、9～10 ページは、児童のアンケート結果でございました。

続きまして、「教育長報告事項」5 ページ、中学校に入らせていただきます。

何度も話しておりますが、YouTube によるワンポイント講座が、1 年生・2 年生は 20 講座、3 年生は 19 講座、開催されたところでございます。

ホームページのアクセス数の推移というようなことで、一部そこに書かせていただいております。一番多かったのが637件あった日、最低が36件、平均で159回あったということで、これは好評だったのかなと思っております。

ただ、YouTubeによるワンポイント講座もメリット、デメリットがございますので、その反省を今後活かしていきたいという校長からの報告がございました。

以下、中学校の行事等については、そこにあるとおりでございます。

中学校もおかげさまでプール注水等、予定どおり進んでいるところでございます。

6ページに入らせていただきます。

小学校、中学校合同の引渡訓練なども6月19日に実施しております。部活動も予定どおり実施しております。

中学校の部活動関係で、以前、中総体は中止になりましたが、3年生を対象にした交流大会のことについては、「別添資料」の11ページに載っております。

ほとんどの競技が、3年生を対象にして交流大会が行われる予定になっております。開催期日はまちまちではございますが、7月末、それから8月1日あたりになっているところでございます。これについては、協議会で詳細についてお話をさせていただきます。

続きまして、もう一つの別添資料、「女川小・中学校臨時休業措置期間に係る各種取組のまとめ並びに今後の対応について」をお開きいただきたいと思います。

これは簡単にまとめたものでございまして、これらと小・中学校のアンケートをまとめまして、臨時休業期間中のことについてしっかり総括をして、次の第2波、第3波に備えたいと考えているところでございます。

2ページをお開きいただければと思います。

臨時休業措置期間、土曜日、日曜日、それから春休みも除きますが、実質44日間の臨時休業期間でございました。この間、5日間登校をしております。

分散登校につきましては、2～3ページに書かれているとおりでございます。

それから、小学校のアンケートでいろいろ課題等が出されました。課題学習(プリント学習)についても、ここにまとめております。なお、中学校は別添で付けております。中学校は1週間ごとに出

しているようでございまして、その一部をここに載せております。
5ページに入らせていただきます。

家庭訪問につきまして、小学校、中学校ともに、学年で先生方に
頑張ってくださいました。

小学校、全員を対象に3月3日と5月12日。それから個別には、
ここに児童生徒の資料を載せておりますが、行った回数等を載せ
ております。

中学校は、第1学年が5回ほど、第2学年は、気になる生徒がい
るので29回、第3学年が17回、特別支援学級が12回、家庭訪
問を行ったところがございます。

6ページに入らせていただきます。

給食は、8日間実施いたしました。

なお、この給食については、小学校のアンケートでは、大変あり
がたかったという意見、それから、もう少し早く行ってほしかつ
たという意見があったところがございます。

不足授業時数、これはあくまでも行事等も全部入れた時間で、こ
のようになっております。ですから、この不足時間を全部カバー
しなければならないということではございません。

7ページをご覧になっていただきたいと思います。

授業時数減への対応ということで、小学校、中学校についてここ
に記しております。小学校、中学校とも、まず夏休み、これにつ
いては8日間授業日を設定したいと思っております。それから、
冬休みについては、まずは中学校で考えているところございま
す。

以下、いろいろ細かいところについては、そこに記されていると
おりでございます。

先程、総授業時数、行事などいろいろなものを含めてあのような
形になっていると話しましたが、主要教科については、例えば小
学校ですが、5月末では、学年によってもタイムテーブル、ある
いは分散登校にした授業時間等も入れておりますので、その辺の
ところは学年によって大きく異なっておりますが、例えば国語
では、少ないところで3年生は2時間、多い学年で29時間とい
うような形になっております。

以下、このような形になっているところがございます。

いずれにいたしましても、授業時数減への対応については、子供
たちの負担感を可能な限り少なくして、これは教職員も同じでご
ざいですが、対応してまいりたいと思っております。さらには、
保護者への周知をしっかりとさせていただくよう、昨日お願いしたと

ころでございます。

8 ページに入らせていただきます。

オンライン学習（授業）については、ここに書かれているとおりでございます。メリット、デメリットなども記しております。

9 ページは、中学校の YouTube によるワンポイント講座でございます。これについても、メリット、デメリット、実施回数、先程お話をさせていただいたところでございます。

10 ページは、これらを実施するにあたってのパソコンの整備状況等について、参考までにまとめております。

これについては、備品購入のときに教育総務課長から話があったことと重複いたしますので、あとでご覧になっていただければと思います。

それから 11 ページは、マンパワーというか、いわゆる正規に配置されている職員以外の職員がどれだけ配置されているかということ参考までに書かせていただきました。

本町は、首長部局の大変なご理解もありますし、宮城県教育委員会からのご配慮もありまして、このように多くのマンパワーをいただいているところでございます。このマンパワーを活用して、今回もいろいろな難局を乗り切ることができました。

ちなみに、小学校では、加配教員は今、外国人等の指導を入れますと 4 名配置されております。町補助教員等は 6 名。中学校は、加配教員が 5 名、町補助教員等が 3 名となっているところでございます。

12 ページは、校長先生方に渡した資料を載せております。ご覧になっていただければと思っております。

「教育長報告事項」に戻っていただきまして、6 ページをご覧になっていただきたいと思っております。

議会関係では、教育総務課長の資料と重複いたしますが、このとおりでございます。

校長・教頭会議が昨日開催されたところでございます。

「別添資料」の 13 ページに昨日の指示内容を載せております。あとでご覧になっていただければと思っております。

「教育長報告事項」の 7 ページに入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策本部会議が、緊急事態宣言解除となり従来の名称に戻りましたが、それらも含めて通算 14 回開催されております。5 月 29 日に開催されたところでございます。

この次は、7 月 1 日、庁議のあとに開催される予定でございます。生涯学習関係については、「別添資料」に校長・教頭会議の資料

を付けておりましたが、生涯学習課長より資料がありますので、あとで生涯学習課長から説明があります。

その他、6月に入りまして、いろいろな会議等が少しずつ増えてきたところでございます。

その中で、下の方でございますが、6月12日、教科書関係の役員会がありました。

また、教科書採択、今年は中学校の教科書採択になります。教育委員の皆様にもご覧になっていただく予定でございます。

8ページに入らせていただきます。

不審者情報ということで、「別添資料」の18～19ページに付けております。このほかにも2件ほどございました。相変わらず不審者情報が多いということで、本町ではないのですが、このような時期に、なおさらのこと腹立たしくさえ思うところでございます。最後に、「8、おわりに」ということで、この前、町内の方から「旬」という言葉のお話をいただきました。「旬の花って分かる？旬の食べ物って分かる？」と言ったら、「分からない」と中学生が答えたということでした。今の中学生は「旬」というのは分からないのかなと思って、中学生に会ったときに「6月の花は何だ」と聞いたら、「アジサイ」と答えました。大変うれしかったと思っておりますが、「旬」という言葉も死語になってきたのかなと思ったところでございます。

それから、小中一貫教育学校の建設は、いよいよ最終段階でございます。これについては、課長補佐に細かいことも含めて対応等を行っていただいておりますが、そこでいただいた資料で、6月16日現在で、工事関係者の延べ人数が5万8,002名となっております。そのうちの2割弱が県外工事関係者だということをお知らせしました。

契約金額については、消費税も含めてでございますが、先程、教育総務課長からあったところでございます。

以下、ここに、7時間授業というようなことの表現の仕方、これを非常に感じたところでございます。

うっとうしい天気が続いておりますので、体調管理にご留意をというように最後に書かせていただきました。

私からの報告は、以上でございます。

教育長 続いて、教育総務課長から報告させます。

教育総務課長

それでは、お手元に配布させていただいております資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、大項目1番、日程関係でございます。

一部、教育長の報告と重複する部分がございますが、実施済みといたしまして、6月4日に東部教育事務所長訪問がございました。教育委員会、小・中学校をご訪問いただいております。

それから、町議会6月定例議会でございます。6月16日から18日まで3日間開会しております。

一般質問は、10人で25件。本課関連は、宮元潔議員、隅田翔議員、平塚勝志議員、佐藤誠一議員ということで、4名の議員から一般質問の通告を受けて、答弁をさせていただいております。

他課関連につきましては、阿部美紀子議員からご質問があり、教育長が答弁をいたしております。

それから、報告ということで5件ほどございました。

一般議案は18件ございました。本課関連につきましては、ただ今ご承認をいただきました、小・中学校の理科備品、建設工事の一部変更、町立学校設置に係る位置変更に伴います条例の一部改正がございました。

補正予算は、7件ありました。本課からは、小・中学校のマスク、手指消毒液の購入代、移転に伴います廃棄物処分手数料の計上をいたしております。

次に、実施予定でございます。

高校入試制度保護者説明会が6月28日(日)午前10時からございます。まちなか交流館となっております。保護者申込みが22名でございました。

第1回女川町学校警察連絡協議会が6月30日(火)午後3時からございます。

次に、第1回女川町教育行政評価委員会議が7月3日(金)午後1時30分から予定されてございます。

次に、大項目2番、事故報告についてでございます。

子供の怪我について、2件ほど小学校から報告が入っております。まず、第6学年の男子児童について、4月15日(水)夕方、自宅付近で自転車に乗っていたところ、転倒して、右手親指の付け根を路面に打ち付けた。翌日、石巻市内の整形外科で診断を受け、石巻赤十字病院で治療を受けた。

同じく小学校の第6学年の女子児童について、5月14日(木)午後2時頃、女川町総合運動公園のアスレチックで友達と遊んでいたところ、高さのある遊具から誤って転落して、左肩を地面に強打したということでございます。石巻赤十字病院で骨折の診断を受け、治療をしたというような内容でございました。

次に、2ページ目、教職員の事故になります。

部活動指導中の教員の負傷ということでございます。6月4日（木）の午後4時45分頃に、男性講師がサッカー部の部活動指導中、コートラインから出ようとしたボールを止めて方向を変えようとした瞬間、右アキレス腱を負傷し、石巻赤十字病院で受診、右足アキレス腱断裂の診断を受けてございます。

次に、大項目3番、女川小・中学校の建設工事進捗状況でございます。

これは5月末の出来高ということで、古い情報で申し訳ございません。実施出来高は92.2%、計画に対して2.8%（約5日間）の遅れということでございますが、工期につきましては、7月15日が竣工になってございますので、そちらには影響はないということで、現在、大体育館、小体育館は完成。それから校舎棟も、建具が入った段階で、ほぼ完成。現在は、グラウンドの人工芝を張っているような状況となっております。

7月15日の竣工を目指して現在進めております。今、外構をやっているものですから、雨が降らないことを祈っております。

大項目4番、学校の移転作業になります。

小学校と中学校の引越しを予定してございます。7月15日にすべて完成いたしますので、そのあと完成検査を町で行います。かなりエリアが広いものですから、2日間ぐらい完成検査にかかるのではないかとこの見込みを立てております。

完成検査が終わりましてから、建物、それから構造物については町に引き渡しを受けるというような流れになっています。

町が引き渡しを受けてから新たな備品を搬入するという段取りになりますので、引き渡しを受けたその翌週に、子供たちの机、椅子、ロッカー、そういったものの搬入を進めていきたい。新しく整備する備品が整いましてから、今度は現在の小学校と中学校から引越しをしてくる。

まずは8月1日から3日の3日間で中学校から、8月4日から6日の3日間で小学校のものを引越しをしてこようと思っています。

8月7日は予備日ということで、雨などが降って運べなかったということがないように、予備日を1日とってございます。

それから、1学期と2学期の終業と始業でございます。

新型コロナウイルス感染症の関係で、1学期の終業式を7月31日（金）に行う予定となっております。

給食の提供は、7月30日、前日まで給食提供を行うことにしてございます。7月31日の終業式は午前中ということでございます。

第2学期の始業については、8月23日（日）から2学期をスタートしたいというふうに考えてございます。

それから女川小学校は、移転しましてから、小学校の校舎建物の前に校庭がございしますが、その校庭に今後新たに保育所が整備される予定となっております。それに伴いまして、周辺に道路が新設されますので、プール、給食調理場の解体がそれぞれ入るということでございますので、移転してすぐに保育所の整備工事、プール解体、調理場の解体工事が着手されるというスケジュールで進めていきたいと思っております。

それから、移転に伴いまして、廃棄する物品の中でも比較的状态のいいものを、各行政区、町内の各種団体に無償で譲渡したいと考えてございます。

先般、各行政区の区長さん方には無償で配布いたしますという通知を出させていただきました。ただ、現物を一旦見ていただければいけないかなと思ひまして、今、申し込みのあった行政区に現物を見ていただいているような状況です。

今後、時期を見て各種町内の団体にもお声を掛けさせていただきたいと思っております。

それから、大項目5番、その他でございます。

学校支援といたしまして、5月22日に株式会社V I S I T東北様から、次亜塩素酸水生成剤を小・中学校にご寄贈いただいております。

それから、5月26日、女川魚市場買受人協同組合様から、次亜塩素酸水を小・中学校にそれぞれご寄贈いただいております。

それから、宮ヶ崎地区のよつば会様から、新しい校舎で使用してほしいということで、手縫いの雑巾520枚をご寄贈いただいております。

私からは、以上です。

教育長
生涯学習課長

続きまして、生涯学習課長から報告させます。

「生涯学習課報告・連絡事項（令和2年6月定例会）」という綴りを付けておりますので、そちらをご覧くださいと思います。まずはじめに、1番の日程関係でございます。

別添の「6月実施事業7月実施予定事業一覧表」ということで、1枚めくっていただきまして、事業の一覧表がございします。

6月の実施予定につきましては、ご覧のとおり赤字になっておりまして、ほとんどが延期、中止になっております。

ただ、19日から新型コロナウイルス感染拡大防止関係の利用制限が解除になりましたので、県内でも利用制限を解除しておりま

す。その関係で7月の予約が入りまして、いろいろと事業が入っております。

7月の実施予定を説明させていただきます。

まず、7月4日（土）に子供司書講座②とありますが、これは、6月に実施予定をしておりました講座開講式を7月4日に行います。今年は8人の定員で公募したのですが、応募者数が多く、10名の申し込みでした。それで8名の予定でしたが、せっかくですので、10名の子供たちで今年度の司書講座を開設します。

続きまして、11日（土）鳴り砂清掃活動。こちらもずっと延期になっておりましたが、小屋取で、鳴り砂を守る会また職員と、ボランティアを募集しまして清掃活動を実施いたします。

15日（水）第5回女川町復興祈念グラウンドゴルフ大会。こちらもずっと延期になっておりましたが、実施できることになりました。今年度1回目のグラウンドゴルフ大会を第二多目的運動場で開催いたします。

19日（日）に協会長旗ソフトボール大会が開催されます。

22日（水）には老壮大学の第1回目を開催します。ホールで机、椅子を離しまして、消毒をしながら、密にならないような形で開催する形になっております。

25日（土）のまなびっこ夏は、子供たちの体験ということで、小屋取・塚浜で釣りや鳴り砂の清掃ということで開催させていただく予定になっております。

1枚目に戻っていただきます。

2番目の（仮称）清水公園グラウンド名称の決定についてということで、6月8日に開催されました庁議の中で審議をいただきました。

以前にも協議会でお話をさせていただきましたが、3枚目に資料を付けておりますが、採用名称は「女川スタジアム」です。通称「おなスタ」というような呼び方になるのかなということで、ここにありますような検討過程を経まして、「女川スタジアム」ということになりました。

まず、清水地区に建設することから清水の名称を使用するのはどうかということもありましたが、清水地区のグラウンドと勘違いされるといった意見も出たり、女川の運動公園もあるので女川を入れた方がいいのではないかと、それから覚えやすく親しみやすい名称をとというようなことで、「女川スタジアム」という名称を関係者で協議しまして、庁議に提案させていただきました。

今後、また議会等に説明しながら条例の制定を進めることになり

ます。

1 枚目に戻っていただきまして、3 番、6 月定例議会。

先程、教育長、教育総務課長からお話がありましたが、本課所掌に係る一般質問で、阿部美紀子議員から「オレンジハウスの有効活用を」という質問をお受けしました。

オレンジハウスにつきましては、今、スクールソーシャルワーカーが小学校の体育館脇で使用しております。小学校移転に伴いまして、こちらの利用が減ってくるということもありまして、その利用につきましては、(仮称)清水公園グラウンドの芝生公園がありますが、そこへ移設を考えております。芝生公園で遊ぶ子供たちや親の日陰の確保や休憩場所、そういった形での利用を予定しております。

補正予算につきましては、来年度、体育館の大規模改修を行う予定になっております。床の張り替えや壁の補修等々を予定しており、そちらの設計業務の委託料となります。

あとは、前に予定しておりましたU-11 少年サッカー全国大会の負担金が、大会が中止になったということで減額とさせていただいております。

4 番目、新型コロナウイルス感染拡大防止対策ということで、先程お話をいたしました利用制限について、生涯学習課の所管施設につきましては、ご覧のように5月11日から段階的に解除しておりましたが、6月19日以降、制限なしということで、宮城県の段階的緩和の目安によりまして制限を解除しております。

その関係もありまして、今週の土曜日、日曜日には、県外からということにはなかったようですが、利用者が増えております。

2)利用時には下記の対応を講ずること。これは、ずっと変わらず、換気を行いながら十分な間隔を確保して、消毒と手洗いをしながら行うという形になっております。

5 番目、その他になります。

1)女川町復興記念第 20 回河北新報・石巻かほく杯争奪宮城県少年少女柔道大会、こちらが、9月6日に開催を予定しておりましたが、6月2日に関係者と協議いたしまして、大会を令和3年度、来年度に延期しまして、大会名を2021 第 20 回大会として、そのまま大会を来年度に持ち越して開催することに決定しております。

以上、生涯学習課の報告とさせていただきます。

教育長 報告は、以上でございます。

それでは、委員の皆様方から何かご質問、ご意見ありましたらお

願いたします。このあと時間のないところではございますが、協議会の中でも構いません。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

(発言なし)

13 その他

教育長

次に、7番「その他」に入ります。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

それでは私から、宮城県中学校長会から要望書が出ておりますので、それと併せて、2件ほどお話をさせていただきたいと思えます。

まず、お手元の資料をご覧くださいと思います。

宮城県中学校長会から、令和2年6月2日に開催されました第71回総会において決議された「宣言」、「活動方針」に基づきまして、要望書の提出が教育委員会あてにございました。

要望事項といたしまして、三つございます。

まず、1、「人的条件の整備」といたしまして、特別支援教育補助員・別室登校生徒支援員・学校図書館職員等の市町村費職員の任用配置、それから「免許外担当解消」など適切な教職員の確保に係る県への働きかけについて。

次に、2、「教育費の充実について」としまして、(1)から(5)まで、「施設・設備等の充実」や各種条件整備、教育活動への助成等についての要望でございます。

次に、3、「その他」といたしまして、(1)から(3)まで、通学路の安全確保、それから、交通安全施設及び交通標識等の整備や学校警備体制の強化など、合わせて10項目の実施についての要請というものでございます。

教育委員会といたしましても、児童生徒の就学環境及び教職員の就労環境の効率化等を第一に考えまして、現在も各種条件の整備に取り組んでいるところでございますが、さらに充実を図っていきたいと思っております。

なお、本件は、「教育委員会に対する陳情書等の取扱い」に基づき、教育長が内容を確認したうえでその取扱いを判断した結果、直近の教育委員会へ報告するとしたことから、今般その写しを配布させていただいたものでございます。

次に、お手元に資料はないですが、先程、教育長の報告の中にもございました、石巻警察署県民安全対策課から、つきまとい事案に関する情報提供が入っております。

つきまとい事案は、6月4日から12日までの間に、東松島市赤

井地区の路上、石巻市大橋、門脇、貞山といったところで、女子高生や女子小学生に声をかけ、つきまとうような案件が発生している。そのほかに、6月16日には、石巻市水明北で、男が下校途中の女子小学生を凝視するという情報が1件寄せられております。

学校が再開したあと、教育長もおっしゃっておりますが、不審者情報が多いのではないかとというふうに感じてございます。

石巻警察署からは、その都度2市1町の教育委員会に対し、各学校へ被害に遭ったり事件を目撃した際にはすぐに110番通報するよう周知方について依頼されております。

本町では、連絡を受けて、直ちに小・中学校に情報提供いたしますとともに、昨日行われました校長・教頭会議におきましても、再度、注意喚起、児童生徒へ指導をいただくようお願いをいたしているところでございます。

報告は、以上でございます。

教育長 ただ今の報告の件について、何かございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 委員の皆様からその他何かございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 では、来月の日程を組ませていただきたいと思います。

[7月29日(水)午前10時からということで調整]

29日水曜日ということで組ませていただきます。

それでは、令和2年第8回教育委員会は、これで終了させていただきます。

14 閉 会 午前11時22分

15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

報告第8号「専決処分の承認を求めることについて」(承認)

報告第9号「専決処分の承認を求めることについて」(承認)

報告第10号「専決処分の承認を求めることについて」(承認)

報告第11号「専決処分の承認を求めることについて」(承認)

報告第12号「専決処分の承認を求めることについて」(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

教育総務課 課長補佐 今村 等

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和2年7月29日

会議録署名委員

2 番委員

3 番委員